

# 岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人岩手県下水道公社（以下「公社」という。）が行う排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 責任技術者の認定に関し、公社と協定を締結している市町村（以下「市町村」という。）ごとに定められる下水道事業に関する条例・規則等をいう。
- (2) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事をいう。
- (3) 排水設備工事責任技術者 市町村の長が、条例等に基づき排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有するものとして認め、登録した者をいう。

(責任技術者の認定)

第3条 この規則に基づき登録を受けた責任技術者は、市町村において責任技術者となる資格を有する。ただし、当該市町村において特別の要件を定める場合は、当該要件を満たさなければならない。

## 第2章 責任技術者の試験

(試験)

第4条 公社の理事長（以下「理事長」という。）は、責任技術者の技能の認定を行うための排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

- 2 試験は筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。
- 3 試験に出題する問題は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。

(試験の受験資格)

第5条 試験を受験できる者は、試験の実施日において、年齢が満19歳以上で、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科及び衛生工学科又はこれに相当すると理事長が認める課程を修了して卒業した者
- (2) 高等学校以上を卒業した者で、排水設備工事若しくは排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計若しくは施工に関し、第6条に規定する試験の受験申し込みを行った日（以下「受験申込日」という。）において1年以上の実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又は理事長が認める課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業訓練施

- 設において配管科を修了した者
- (4) 公共団体において、引き続き2年以上、下水道の工事に関する技術上の実務に従事した者
  - (5) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務の経験を有する者
  - (6) 受験申込日において5年以上、土木工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、試験を受験することはできない。
- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権していない者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、理事長が受験を不相当と認める者

(試験の受験申し込み)

第6条 試験を受験しようとする者は、理事長が定める期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて排水設備工事責任技術者試験申込書(別記様式第1号。以下「試験申込書」という。)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(提出日前3ヶ月以内に発行のもの)
- (2) 卒業又は修了を証明する書類(受験資格を学歴要件により取得した者)
- (3) 実務従事証明書(受験資格を実務経験により取得した者)
- (4) 写真2枚(縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、提出日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの)
- (5) 第24条第2項に規定する手数料の振込証明書(以下「振込証明書」という。)

2 前項の規定による試験申込書の提出は、岩手県内に住所を置く者にあつては住所を置く市町村を、それ以外の者にあつては責任技術者の業務を行う予定の市町村を経由しなければならない。

(試験の実施)

第7条 理事長は、1年に1回、試験を実施するものとする。

2 試験の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(合格の通知)

第8条 理事長は、試験の合格者(以下「合格者」という。)に対して合格の通知をするとともに、合格者名簿を作成して市町村に通知するものとする。

(試験の合格の取消し)

第9条 理事長は、合格者が次の各号の一に該当するときは、試験の合格を取消することができる。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
- (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- (3) その他責任技術者としての適格性に欠けると判断されるとき。

2 理事長は、合格者のうち前項の規定により試験の合格を取り消した場合、その旨を当該合格者に通知する。

### 第3章 責任技術者の登録

(登録を受ける資格)

第10条 次の各号の一に該当する者は、責任技術者の登録を受ける資格を有する。

- (1) 第4条に規定する試験に合格した者
  - (2) 地方公共団体の公務員として3年以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 日本下水道事業団が行う下水道技術検定第2種の試験に合格した者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、登録を受けることはできない。
- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権していない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 地方公共団体の公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(登録の申請)

第11条 責任技術者の登録を受けようとする者は、理事長の定める期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて排水設備工事責任技術者登録申請書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(前条第1項第2号または第3号に該当する者)  
(提出日前3ヶ月以内に発行のもの)
  - (2) 第10条第2項に該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号-2)
  - (3) 写真2枚(縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、提出日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの)
  - (4) 振込証明書
  - (5) 実務従事証明書(前条第1項第2号に該当する者)
  - (6) 合格証書の写し(前条第1項第3号に該当する者)
- 2 合格者が、前項の期間内に申請をしないときは、登録を受ける資格を失うものとする。

(登録の実施)

第12条 理事長は、登録を受ける資格を有する者から登録の申請があったとき、排水設備工事責任技術者名簿への登録を実施するものとする。

- 2 登録の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(登録の通知)

第13条 理事長は、前条の登録を行ったときは、登録者名簿を作成し市町村に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第14条 登録の有効期間は、5年以内とし、有効期限は4月1日に始まり期間を満了する年の3月31日に終わるものとする。

(責任技術者証)

第15条 理事長は、責任技術者の登録を行ったときは、その者に対し排水設備工事責任技術者証(別記様式第3号。以下「責任技術者証」という。)を交付する。

- 2 責任技術者は、排水設備の工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町村の長の要求があったときは、責任技術者証を提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証を棄損し、又は紛失したときは、速やかに理事長に申請し、再交付を受けなければならない。この場合において、責任技術者証の再交付を受けようとする者は、責任技術者証再交付申請書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書

類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 責任技術者証（棄損した場合）
  - (2) 写真1枚（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、提出日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの）
  - (3) 振込証明書
- 5 責任技術者は、第17条の規定により登録を抹消されたときは、速やかに、責任技術者証を理事長に返納しなければならない。ただし、第17条第1項第3号または第5号の規定による場合はこの限りではない。

（変更の届け出）

第16条 責任技術者は、氏名、住所に係わる届け出の内容に変更があったときは、速やかに排水設備工事責任技術者変更届（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 責任技術者証
- (2) 戸籍抄本の写し（氏名を変更したとき）
- (3) 住民票の写し（住所を変更したとき）
- (4) 写真1枚（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、提出日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの）

（登録の抹消）

第17条 理事長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第9条第1項の規定による試験の合格の取消しがあったとき。
- (2) 第10条第2項の各号の一に該当するに至ったとき。
- (3) 第18条の規定による更新手続きをしなかったとき。
- (4) 排水設備工事責任技術者登録抹消届（別記様式第7号）が提出され受理したとき。
- (5) 死亡したとき。

#### 第4章 責任技術者の登録更新

（登録更新）

第18条 責任技術者は、有効期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。

- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、あらかじめ責任技術者更新講習会（以下「更新講習会」という。）を受講しなければならない。ただし、理事長がやむを得ず受講できないと認めたときは、この限りでない。

（更新講習会）

第19条 更新講習会は、次の各号に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 下水道の一般的知識に関すること。
- (2) 排水設備の法律的知識に関すること。
- (3) 排水設備の最新の技術的（設計、施工及び維持管理）知識に関すること。

（登録更新及び更新講習会の実施）

第20条 理事長は、登録期間を満了する者を対象として、毎年、更新講習会を実施するものとする。

- 2 更新講習会及び登録更新の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。
- 3 講師は、外部に委託することができる。

(登録更新及び更新講習会の申込方法)

第21条 更新講習会を受講し、登録更新を受けようとする責任技術者は、理事長が定める期間内に、排水設備工事責任技術者更新申請書（別記様式第4号。以下「更新申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 責任技術者証の写し
- (2) 住民票の写し（提出日前3ヵ月以内に発行のもの）
- (3) 写真3枚（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、提出日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの）
- (4) 振込証明書

2 理事長は、更新申請書を受付けした場合、更新申請者に更新講習会の受講票を送付するものとする。

(責任技術者証の更新)

第22条 理事長は、更新講習会の受講修了者には、責任技術者証を作成し、交付するものとする。

2 登録更新による有効期間は、5年とする。

## 第5章 雑則

(受験講習会の実施)

第23条 理事長は、必要に応じ、試験の受験を希望する者を対象に、更新講習会実施の規定に準じて、受験講習会を開催することができるものとする。

(手数料)

第24条 理事長は、次の各号の一に該当する者につき、別表に定める手数料を徴収する。

- (1) 講習会を受講しようとする者
- (2) 責任技術者試験を受けようとする者
- (3) 責任技術者の登録を受けようとする者
- (4) 責任技術者証の更新を受けようとする者
- (5) 責任技術者証の再交付を受けようとする者

2 手数料は、理事長が別に定める振込用紙にて指定口座に払い込むものとし、理事長は各関係書類への振込証明書の添付によりこれを確認するものとする。

(告示)

第25条 理事長は、試験若しくは講習会を行おうとするとき、又は責任技術者の登録を行おうとするときはあらかじめ告示し、各市町村においてこれを周知するものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めのない事項については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧名称の責任技術者証は、記載されている期限まで有効とし、財団法人岩手県下水道公社を公益財団法人岩手県下水道公社と読替える。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	手数料の名称	金 額
講習会を受講しようとする者	責任技術者受講手数料	3,000 円
責任技術者試験を受けようとする者	責任技術者受験手数料	3,000 円
責任技術者の登録を受けようとする者	責任技術者登録手数料	4,000 円
責任技術者証の更新を受けようとする者	責任技術者更新手数料	4,000 円
責任技術者証の再交付を受けようとする者	責任技術者証再交付手数料	2,500 円